

大分市 新型コロナウイルス感染拡大防止対補助金

補助金名	新型コロナウイルス感染拡大防止のための飛沫感染防止等に係る施設改修費を補助 (4/22受付開始 4/1以降対象) 補助申請は当該1年につき1回				
大分市 URL	https://www.city.oita.oita.jp/o172/koronataisakukaishuu.html				
補助対象者	(1)大分市内に事業所を有すること (2)中小規模事業者であること ※中小規模事業者とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者および小規模企業者をいい、右記表に該当する者のことをいう。	業種		中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	小規模企業者
			資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
		①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②~④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
		②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
		③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下		
補助対象経費	令和3年4月1日以降に行った感染拡大防止に係る施設改修費の実費 (1)飛沫飛散防止のための施設改修(飛沫飛散防止スクリーンの設置等) 空気清浄機設置→OK (2)換気のための施設改修(CO2センサーの設置、開口部の改修等) (3)身体的距離確保のための施設改修(間取り変更のための壁の改修等) (4)その他、感染予防対策のための施設改修(室内の吹付コーティング等) ※仮想通貨、クーポン、ポイント、金券、商品券等で支払いを行った経費は対象となりません。 ※補助対象となるかどうか、必ず事前のご相談をお願いします。				
補助率	補助率： 5分の4 補助限度額：1事業所あたり 10万円 かつ 1事業者あたり 30万円 ※大分市内の事業所に施設改修等を行う場合に限り				
必要書類	1.補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号) 2.法人登記事項証明書の写しまたはこれに類する書類 ※大分市内の事業所であること(複数の事業所がある場合はその数が確認でき、かつ申請者との関係性が確認できること) ※中小規模事業者であること(業種や資本金、従業員数等が確認できること) 3.誓約書 4.収支決算書 5.領収書の写し、その他事業に要した費用を確認することができる書類 6.補助対象事業の実施を確認することができる写真 7.その他市長が必要と認める書類				
問い合わせ先	都市計画部開発建築指導課 電話番号：(097)537-5635 ファクス：(097)534-6201				